



公告 第593号

令和7年2月17日

川崎汽船健康保険組合
理事長 玉置 伸哉



令和7年度における標準報酬月額上限額の公告

このたび、任意継続被保険者の令和7年度標準報酬月額の上限額について、健康保険法第47条の規定により 590,000円(33等級)と決定しましたので公告します。

記

令和7年3月までの上限限度額	560,000円(32等級)
令和7年4月からの上限限度額	590,000円(33等級)

以上